

## 自己点検シート(チェックリスト)解説

1	高齢者虐待には身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、の5種類がある【はい】
2	高齢者虐待は違法行為であり、許されないことである【はい】
3	虐待行為を発見した際には、通報義務がある【はい】
4	虐待を発見した際の連絡先（通報窓口）を知っている【はい】
<b>【解説】</b> 高齢者虐待とはどのようなことを指すのか。高齢者虐待の5類型や、虐待行為を発見した際の対応等、養介護施設従事者は、施設や在宅で生活する高齢者の身近な立場にある者として、高齢者虐待防止法に基づく法的な根拠を知っておく必要があります。 ※参照：1章1（1）～（5）、1章4（1）	

5	安全のために行う身体的拘束等は、虐待にはあたらない【いいえ】
<b>【解説】</b> 安全のために行う場合であっても、「緊急やむを得ない場合」を除き身体的拘束等は禁止されています。拘束等をしないことで重大な事故が発生するのか、本当に他の対応方法がないのか、あくまで一時的な対応なのか等、「切迫性、非代替性、一時性」の十分な検討が必要です。緊急やむを得ない場合ではないにも関わらず身体的拘束等を行うことは身体的虐待に該当します。このような身体的拘束等が行われる要因として、施設・事業所としての身体的拘束等の適正化のための措置の未実施や、人手不足で十分な対応ができないような組織上の課題があること、個別の利用者ごとに適した介護方法を検討する個別ケアを行っていないことなど、施設・事業所全体として介護技術や知識が不足していることが考えられます。 ※参照：1章3（1）（2）	

6	緊急やむを得ない場合以外に、利用者の行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させることは身体的虐待にあたる【はい】
7	威嚇的な発言・態度や誹謗中傷などの言葉による暴力は、心理的虐待にあたる【はい】
8	利用者に必要なケアを行わないのは、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）にあたり、高齢者虐待である【はい】
9	他人に見える状態で、排泄や入浴の介助を行うことは、性的虐待にあたる【はい】
<b>【解説】</b> 利用者に必要なケアを意図的に行わない場合、職員自身の倫理観の欠如及び職員間で指摘することがないなどチェック機能の欠如が考えられます。 ※参照：2章1、2章2（1）～（4） これまでの人生を歩んでこられた高齢者を敬う気持ちが欠如しているなど介護職員の倫理的な問題、職員間で個別の利用者に対するケアの方法等を話し合ったり助言し合う機会がないなど組織のチェック機能の欠如、認知症ケアについての	

理解不足や個別の利用者に適した介護技術を実践できていないなど、施設・事業所全体の介護技術や知識の不足等が要因として考えられます。

※参照：3章1（1）（2）

10 利用者の金銭等が不当に管理されたり、適正に使われていない状態は、経済的虐待にあたる【はい】

【解説】

高齢者が、認知機能の低下などにより、自身が保有する金銭や財産を管理できない状態にある場合は、成年後見制度を利用するなど、適切な管理者を置くことで、不当に使用されることを防止できます。

やむを得ず施設で金銭管理を行う場合は、複数の職員によるチェックや入出金の記録を行うなど、組織のチェック機能をもたせた適正な金銭使途・管理体制とする必要があります。

※参照：2章2（5）

11 介護に関する知識や技術・経験が未熟だと、虐待につながりやすいと思う【はい】

12 施設内外の研修に参加するなど自己研さんに努めている【はい】

13 高齢者虐待防止や身体的拘束等適正化のための施設内の研修に年1回以上参加している【はい】

14 介護技術を向上するために、同僚や上司から助言を受ける体制がある【はい】

15 職場環境の改善に向けた、事業所の取組みを把握している【はい】

【解説】

虐待防止に向けて、法令知識や介護知識を学習し、介護技術を向上させるために、介護職員個人レベルでは自己研さんに努める必要があります、組織レベルでは、これらにかかる研修等の機会の確保及び虐待防止のための体制作りが必要です。

※参照：3章1（1）（2）、3章2

16 自分が働いている施設・事業所では、高齢者虐待は起こらないと思う【はい】【いいえ】

17 虐待とまでは言えないかもしれないが、改善したほうが良いケアがあると思う【はい】【いいえ】

18 自分や他の職員の介護の仕方に、疑問を感じる事がある【はい】【いいえ】

【解説】

不適切な状態がない環境は、よい介護現場であると思われませんが、すべての介護現場で虐待が起こる可能性があると考え、不適切な状態があるのに疑問を感じない場合、倫理観の欠如やケアに関する知識・技術の不足も考えられます。

※参照：3章1（2）、3章2（1）

19	不適切な対応だとわかっているにもかかわらず、せざるを得ない状況がある【いいえ】
20	利用者の意に反して、介助を強制的に行ったり、行動を強制的に抑制することがある【いいえ】
<p><b>【解説】</b></p> <p>「緊急やむを得ない」場合に身体的拘束等を行う場合には、「適正な手続き」を極めて慎重に行う必要があります。また、利用者がなぜそのような状態になっているのか、身体的拘束等をしないためにはどうすればよいのかといった個別のケア方法の検討を進める必要があります。</p> <p>上記以外の場合において行動の抑制が行われていたり、介助の強制や不適切な対応が行われているとしたら、効率優先や人手不足、業務多忙などの組織的な課題が考えられます。このような場合、介護職員が職業倫理と現状とのギャップに苦しむことになるので、その改善に向けては組織的な対応が必要です。</p> <p style="text-align: right;">※参照：1章3（1）（2）、3章1（1）</p>	

21	利用者や同僚とのやりとりで、イライラが収まらないことがある【いいえ】
22	自分一人で対応をしなくてはならない時間があり、不安がある【いいえ】
23	虐待に関することを相談することに抵抗がある【いいえ】
<p><b>【解説】</b></p> <p>職員同士の人間関係や、利用者や家族からの要求の高まりなど、職員がストレスや不安を感じる場面は少なからずあるのが現状だと思います。職員の十分なストレスケアは勿論のこと、柔軟な人員配置や業務の見直しなど、負担軽減に向けた組織的な対応が必要です。また、介護技術が向上することで、職員個人の抱える不安が軽減することも考えられます。</p> <p>高齢者虐待が発生した際に、高齢者の心身の安全と高齢者の尊厳を守るためには、いかに速やかに対応できるかが重要となります。普段から、虐待とは言い切れなくても、虐待に繋がる可能性が高い事案を発見した際には、職員間で共有し改善する意識を高めるとともに、上司や管理者、虐待対応の窓口にも速やかに繋がられるよう、心がけておきましょう。</p> <p style="text-align: right;">※参照：3章1（1）（2）、3章2（1）（2）</p>	

24	業務上で感じた疑問や悩みを、同僚や上司と話し合える環境がある【はい】
<p><b>【解説】</b></p> <p>風通しのよい職場環境は、チームアプローチの充実や組織としての問題解決力の向上につながり、よりよいケアに結びつくと考えられます。このような好循環の職場環境は介護職員の離職率も低下し、人材不足に対しても有効であると考えられます。</p> <p style="text-align: right;">※参照：3章1（1）（2）、3章2（1）（2）</p>	

25	忙しい時に、ナースコールを外したり、利用者の手の届かない場所に移動させることがある【いいえ】
26	トイレで対応できると思われる利用者に対して、職員側の都合でおむつ対応をすることがある【いいえ】
<p><b>【解説】</b></p> <p>利用者に必要なケアを意図的に行わない場合や、そもそも必要との認識がない場合は、職員にケアに関する知識や技術が不足していることや、職員自身の倫理観の欠如及び職員間で指摘することがないなどチェック機能の欠如が考えられます。</p> <p>また、利用者にとって必要なケアだと認識しているが、他の業務を行わなければならない場合、職員個人の不適切なケアという問題だけではなく、効率優先や人手不足、業務多忙などにより、十分な対応ができていないなど組織的な課題が考えられます。このような場合、介護職員は職業倫理と現状とのギャップに苦しむことになるので、改善に向けた組織的な対応が必要です。</p> <p>効率優先の介護は、高齢者を単なる介護の対象としてしか見ない機械的で非人間的なケアにつながりやすいため、改善する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">※参照：2章2（1）～（4）、3章1（1）（2）</p>	

27	薬を食事（服薬ゼリー等を除く）に混ぜて提供することがある【いいえ】
28	利用者の意に反して、異性の職員が入浴介助や排泄介助を行うことがある【いいえ】
29	高齢者を敬わない発言や、言葉かけをすることがある【いいえ】
30	声かけをせずに、利用者の衣類を脱がせることがある【いいえ】
<p><b>【解説】</b></p> <p>職員個人の不適切なケアという問題だけではなく、効率優先や人手不足で十分な対応ができないなど組織上の課題も含め、検討が必要です。</p> <p>また、今日まで、実際に行われてきたケアについても、高齢者の尊厳や権利が守られているか、定期的に見直すことが重要です。きめ細やかな配慮を行うことは、利用者の尊厳を守り、不適切なケアを未然に防ぐことにつながります。</p> <p style="text-align: right;">※参照：3章1（1）（2）</p>	

※参照については、

「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き

～高齢者・家族の心に耳を傾けるケアをめざして～（平成21年3月）

の該当する章をご覧ください。

神奈川県ホームページURL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/p1082156.html#s1>